

Title	ハノーファー王国の憲法紛争(一)
Sub Title	Der Verfassungskonflikt im Königreich Hannover (1)
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.4 (1980. 3) ,p.61(339)- 82(360)
JaLC DOI	
Abstract	本稿は、ハノーファー国王エルンスト・アウグストによる憲法廃止を契機として生じたハノーファー王国の憲法紛争の一環として、ゲッティンゲン大学の七教授が王の憲法廃止に抗議し、罷免された「ゲッティンゲン七教授事件」を考察しようとするものである。この事件に関しては、既に千代田寛教授が大部の論文を発表されている。千代田教授は主として大学史の観点からこの事件を考察しておられるが、事件の憲法史的側面をも詳細に記述しておられる。従って、この事件に関して、私が付け加えることの出来る余地は殆んどないと思われる。しかし、この事件は、ドイツにおいても有名な割りに本格的な研究書に乏しいため、事実的な経過に関して必ずしもよく知られていないと思われるので、本稿では、事件の事実的な経過を出来るだけ詳細に記述することに留意した。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19800300-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハノーファー王国の憲法紛争(一)

東 畑 隆 介

本稿は、ハノーファー国王エルンスト・アウグストによる憲法廃止を契機として生じたハノーファー王国の憲法紛争の一環として、ゲッティンゲン大学の七教授が王の憲法廃止に抗議し、罷免された「ゲッティンゲン七教授事件」を考察しようとするものである。この事件に関しては、既に千代田寛教授が大部の論文を⁽¹⁾発表していらる。千代田教授は主として大学史の観点からこの事件を考察しておられるが、事件の憲法史的側面をも詳細に記述しておられる。従って、この事件に関して、私が付け加えることの出来る余地は殆んどないように思われる。しかし、この事件は、ドイツにおいても有名な割りに本格的な研究書に乏しい⁽²⁾ため、事実的な経過に関して必ずしもよく知られていないように思われるので、本稿では、事件の事実的な経過を出来るだけ詳細に記述することに留意した。

註

- (1) 千代田寛「ゲッティンゲン七教授追放事件」の史的考察——
国家権力と大学——(その一—四)「大学論集第一—四集、広
島大学教育センター、一九七三—七六年。
(2) ドイツにおいても、私の知るかぎりでは、Hans Kuck,

Die „Göttinger Sieben“. Ihre Protestation und ihre
Erfassung im Jahre 1837, in: Historische Studien,
Berlin 1934, Nachdruck 1965. が、この問題に関する唯一
の本格的な研究書である。

一 一八三三年憲法の成立とその内容

ハノーファー王国では、一八一〇年代に枢密顧問官シェーレ (Frh. Georg von Schele) の統率する強力な貴族党が、邦議會を拠点に形成され、国家の一層の統一化、自由主義・立憲主義的の制度への移行に断乎として反対した。一八一八年に貴族党は決定的な成果を戦い取った。その扇動の結果、政府は七州に州議會を再建した。それによって全国議會の活動の可能性は制限された。また自由主義的な大臣レーベルク (A. W. Rehberg) は免職された。爾来貴族党が王国の實際の支配者となった。

ハノーファーの政治の事実上の支配者であったミュンスター伯⁽¹⁾ (Graf Ernst v. Münster) は、この制度の危険を見てとり、一八一九年二月七日の勅令によって議會に新憲法を与えようと決心した。一八一九年の憲法は、伝統的な身分⁽²⁾制国家と近代の代表原理との妥協といわれている。議會はイギリスを模範とした二院制で、上院は高位聖職者、シュタンデスヘル、騎士などから、下院は都市の代表者から成っていた。選挙権は市民でなく、市参事会の権限であった。一八二四年にシュトゥーフエ⁽³⁾ (C. B. Stüve) が登院するに及んで、下院において漸く活発な政治生活が展開することになった。彼は下院を動かして農民を解放しようと試みたが、上院の断乎たる抵抗に出会った。その結果、一八二〇年には、改革党と貴族党の間に激しい闘争が行われた。

一八三〇年になると、農民の不满、権柄づくの都市当局によって政治から閉め出された中流市民階級の不满が表面化し、統治の責任者であるミュンスター伯が攻撃的になった。先ずオステローデにおいて暴動が発生した。この暴動は、軍隊の力で迅速に鎮圧され、首謀者は逮捕された。しかし、この暴動はゲッティンゲンにおいて遙かに深刻な反乱⁽⁴⁾ (一八三一年一月八日) を誘発することになった。ゲッティンゲン大学法学部及び法学部長と衝突した三人の私講師——アーレンス (H. Ahrens)、フォン・ラウシェンプラット (E. J. H. von Rauschenplatt)、シムスター (T. Schuster) ——が

大学が彼等に対してとった懲戒手続きに抗議したのをきっかけに、彼等の指導する学生と市民から成る反乱グループが、市庁舎を襲撃し、軍隊を退去させ、市の権力を握った。共同体評議会 (Gemeinderat) が行政を指導し、学生と市民から成る軍団が、事実上の権力を握った。大学教授が、例外なしにこの運動から遠ざかっていたのに反して、大多数の学生は反乱に参加した。一月一日、政府は大学の閉鎖を命じ、学生たちに市を退去することを命じた。その一週間後に漸く、七、〇〇〇人から成る部隊 (ハノーファーの軍隊の半数) が、戦うことなしに市を奪回した。反乱を指導した三人の私講師は逃走し、亡命した。

ハノーファー政府がドイツ連邦議会に、この反乱は「一般的な人民の蜂起の組織による現体制の完全な転覆を目的としていた」と報告しているように、ゲッティンゲンの反乱は、その地方的な性格にもかかわらず、普遍的な意味をもっていた。その反乱は大学及び都市の保守的な思想のグループのみならず、立憲的な思想のグループの活発な抗議を呼び起こした。学生たちの暴力行為を、彼等の行為は確かに非難されるべきであるが、彼等の目的は賞賛に値するものだという議論で弁護することが試みられたとき、立憲主義の闘士であるダールマンは、次のように反駁している。「私は事件を間近から観察してきた。そしてそれを賛美することにどうしても同意出来ない。人間の間で高く評価され、尊敬すべきすべてのものを否定すること、大学の青年たちを、この激しやすい年齢ではその意義を認識することが困難であるような犯罪の共犯に誘惑すること、武力を悪用しようとする試み、武力に対抗する武装、合法的な官憲の廃止、政府の命令の阻止、すべての誓約された忠誠の無視——それらは賞賛すべき出来事ではなく、この国の立法に極めて重要な関係をもっている議会……にふさわしい出来事や行為ではない。

しかし、もしも我々がとにかくこの事件を良き目的のために必要な手段だと認めるよう指示されているとしたら、すでにそのこと自体危険な道に足を踏み入れているのである。誰もが良き目的を誇る。絶対主義者も自由主義者と同じようにそうする。前者は秩序から、後者は自由から出発する。それだからこそ、人間はその賞賛に値する良き目的によってで

なく、その手段によって評価されるべきである。無条件の価値をもつ自由主義、すなわち、如何なる手段によってそれが実現されるかを問わない自由主義は存在しない。⁽⁵⁾このような合法主義の観点から、ダールマンは、反乱の起こった当日に開かれた閣議でためらうことなく、軍隊による反乱の鎮圧を主張した。⁽⁶⁾彼のこのような言動は、後年のゲッティンゲン七教授事件のリーダーとしての言動と照らし合わせてみると誠に興味深い。

ゲッティンゲンの反乱の挫折にもかかわらず、立憲主義運動はハノーファー全土に普及していった。副王に昇進したケンブリッジ公 (Herzog von Cambridge) は、一部の高級官僚の支持の下に、断乎とした制度の変更に賛意を表明した。彼の働きかけによって、国王ウィリアム四世はミュンスター伯を解任し、穩健保守派のフォン・オムプテデー (v. Ompteda) を任命した。内閣顧問官ローゼ (J. P. Rose) が内閣の中心となって國務の指導に当り、ハノーファー王国の立憲主義制度への移行を勢力的に推進した。下院——その議員の大部分は、諸都市が送り出した自由主義的な議員であった——を拠点として、ローゼは自由主義的な憲法草案のために尽力した。一八三三年五月に召集された邦議会に、副王は憲法の採択を委ねた。一〇ヶ月に及ぶ討議の後、邦議会において最終的な了解が得られた。国王ウィリアム四世がなお一四箇条にわたって、協定された条文を修正した後に、憲法の承認を決意するには更に六ヶ月を要した。このような過程を経て、一八三三年九月二六日に新憲法が成立した。

次に一八三三年憲法の内容⁽⁷⁾についてみると、「憲法の改正は、国王と王国全国議会との合意においてのみ行われ、二つの相次いで開かれる会議において行われる同一の決議によってのみ命令されることが出来る」と憲法の結語で記されているように、君主はもはや一方的に憲法を廃止・改正することは出来ず、このためには議会の協力が必要とされることによって、君主の権力が制限されている。

君主の地位に関しては、一八一九年の憲法が君主の権利についてとくに言及せず、国王の大権を暗暗裡に前提していたのに対して、一八三三年の憲法は、国家における君主の地位について規定している。「国王は、ドイツ連邦、各邦に対す

るすべての関係とすべての対外関係において王国を代表する。国王は公使館員や他の使節を任命し、他国と条約を締結する。(七条)。「同様に、国内においてもすべての施政権は国王から発する。(八条)。「裁判権は国王から発し、邦の正規の裁判所——その監視は国王の権限である——によって行使される。(九条)と述べられているように、国王は国家権力の代表者である。しかし、国家権力の行使に関して、「国王は、国に対して以下のことを厳かに確約する。すなわち、王権の行使においては、臣民の権利、王国の地方団体や諸団体の権利、教会の権利、州議会及び全国議会の権利などを現行の基本法の基準に則って完全に維持し、それらをすべての干渉から守る。議会の合憲的な協力なしに、王国と各州の財政の命令を下さない。……」(三条)と記されているように、国王は合憲的な諸条件に従わねばならない。

国王の政治権力の縮小は、財政に関する諸規定において明確に述べられている。「王領地とレガリーエン (Regalien) からの全収入は、王室の直接の管理に残された所領だけを除いて、国税、道路通行税、手数料などとともに単一の国庫 Generalkasse に収められる。」(一三三条)と述べられているように、王領地とレガリーエンの収入は、これ以後、国税とともに議会によって管理され、そこからすべての公的な支出が支払われる国庫に収められ、王領地は公的な国有地となった。この原則の例外をなすものはいわゆる王室費である。——「議会の賛同を得て確定さるべきその収入は、それに付着している一切の支出や負担を差し引いて、五〇〇、〇〇〇ターラーになるが、分離され、独立に管理される。」(一二六条)——しかし、ここにおいてすら、「議会の賛同を得て」という表現が示しているように、立憲国家に対して国王は従属的な地位にあるのである。

予算議決権に関する諸規定においても国王の権利の縮小、議会の権利の増大がみられる。「邦の行政とその他の国庫から支出されるべき経費が必要とする支出に関しては、主要な支出部門をもとに組まれた予算案が毎年全国議会に提出されねばならず、それには必要な、議会に提案に基づいて修正される予算と説明とが添えられていなければならない。」(一三九条)。「全国議会は、公務に必要な経費が王領地とレガリーエンの収入から支払えない場合は、その補填の義務を負う。」

それと引き替えに、全国議会には予算を審査・承認する権利がある。軍事予算の経費……と他の主要支出部門の中に含まれた俸給や年金の承認の際に従うべき諸原則は、……議会とともに確定されねばならない。」(一四〇条)。

立法権は、国王と議会によって共同に行使される。王国全体に関係する法は、「全国議会の同意を得てのみ、発布、廃止、改正もしくは法的に有効に解釈される。議会が提出された法案の修正を決議する場合は、邦政府は法案をすべて撤回できる。議会の賛成権は法律のすべての本質的内容に関係する。それと反対に、法律を決議された原則との一致の上でより詳細に改正、発布することは政府に委任される。法律の序において議会の合憲的な同意が得られたことが述べられていなければならぬ。」(八五条)。更に議会は、「新しい或いは修正された法律の発布を提案するか或いはその目的のために法案を提出する権利をもつ。」(八八条)。議会の立法権への関与の増大に比例して国王の命令権は制限された。ただ軍制の領域に限って、「国王が、軍隊、その編成、規律及び奉仕に関して発する命令は、議会の協力を必要としない。」(八六条)とあるように、それは不可侵であり続けた。その他、政府の緊急権が次のように認められている。「臨時の、その性質上議会の同意を必要とするが、国家の福祉、国土の安全或いは甚だしく脅かされた秩序の維持などによって緊急に必要な法令は……邦政府からのみ発する。」けれども、それは憲法の改正を含むものであってはならず、「その次の会期の際、……議会に提出されねばならず、その期間に合憲的な同意が生じない場合は、再び廃止されねばならない」(八七条)と、君主政の原理が実質的に空洞化される一方、議会は立法権への関与によって、行政や統治に間接的な影響を及ぼすことが出来た。

議会は、その権利と資格の点で同等である二院から成る。上院は皇太子、王子、王家の傍系の長老、公(Herzog)、邦議会議長(Erblandmarschall)、伯(Graf)、修道院長(Abt)、カトリックの司教、プロテスタントの聖職者、世襲貴族財産相続権者(Majoratsherr)、騎士身分代表、国王指名議員などから成る(九三条)。下院は、若干の宗教財団の代表三名、一般修道院基金によって国王が任命する議員三名、ゲッティンゲン大学代表一名、プロテスタント王立宗務局

(das evangelische königliche konsistorium) 代表二名。ヒルデスハイム司教座聖堂参事会 (Domkapitel) 代表一名。ハノーファー、ゲッティンゲン其他の都市・小都市の代表三七名とそれら以外の都市・小都市、自由民、農民身分の土地所有者代表三八名から成る (九八条)。

被選挙資格としては、騎士及び他の土地所有者の代表は、彼等が選ばれる州の土地所有者であらねばならない (九九条)。騎士身分の代表は、その土地財産から六〇〇ターラーの年純収入を有さねばならない。その他の代表は、農村・都市の土地所有或いは農村に基礎をもつ資本からの三〇〇ターラーの純収入をもつか、八〇〇ターラーの年俸か四〇〇ターラーの収入がある地方公務員であるか、議員になる三年前から学問・芸術・営業から一、〇〇〇ターラーの年収あるもの何れかである。

選挙権に関しては、都市の代表の選挙は、市参事会議員、市長 (Bürgervorsteher)、各都市の制度に従って市長になる資格のある市民からとくに選ばれた選挙人によって行われる。騎士身分に属さない土地所有者の代表の選挙は、地方団体の代表によって選ばれた選挙人によって行われる (一〇一条)。

臣民の権利については、次のように規定されている。「邦の全住民に完全な信仰と良心の自由とが与えられる。プロテスタント及びローマ・カトリック教会の会員は、国家において同等の市民的・政治的権利を享受する。」(三〇条)。「第一審裁判所は、邦の全住民にとって同一である。」(三一一条)。「人身と財産の自由は、憲法及び諸法が規定する以外の如何なる制限も受けない。」(三三条)。「何人も法によって定められた場合や合法的な形式による以外の仕方、訴追・逮捕されてはならない。……逮捕された者は二四時間以内に尋問され、彼の逮捕の理由について一般に知らされねばならない。如何なる臣民も……正規の裁判官を奪われてはならない。」(三四条)。「臣民には、適当な形式と合法的な方法で国王、全国議会ならびに邦官庁に請願する権利がある。また各人は、自分の件に関して、官庁の法律違反、規則違反の手續もしくは (この件に) 直接かかわる官庁の決定の遅延について抗議し、これを最上級の官庁にまでもちこむ権利を有する。」

(三九条)。「出版の自由は、その濫用に對して發布される法律とドイツ連邦の諸規定の遵守のもとに実施される。」(四〇条)。「邦の各住民は、兵役義務に関する法律の規定の遵守のもとに、国外へ移住する権利を有する。」(四一条)。

臣民の義務については、次のように規定されている。「邦のすべての住民は、等しく兵役と一般的国税負担の義務を負う。」(二八条)。

上記のような内容の憲法の制定によって、ハノーファーは、一八三七年のクーデタに至るまでの短い期間、立憲主義的なドイツ諸国家の一つとなった。

なお次のハノーファー国王に予定されていたカンバーランド公エルンスト・アウグスト (Ernst August) は、一八三一年一〇月三十一日のウィリアム四世宛の書簡においては、若干の留保付きではあるが、憲法案に賛成している。⁽⁹⁾しかし、その後、憲法で規定された金庫の統合は、君主制の原理を破壊すると主張する貴族党の指導者シェーレの影響下に憲法に反対するに至った。⁽¹⁰⁾一八三三年一〇月、内閣が彼に憲法の發布を伝え、上院においてその議席を占める意志があるかを問うたのに答えた書簡(一〇月二九日)の中で、エルンスト・アウグストは憲法發布に對して次のように抗議している。

「……けれども、予は一八一九年に、……国王ジョージ四世に全国議会の導入に對して——予の考えでは、それはすべての男系親族の事前の承諾と同意なしには、設けられてはならなかったが故に、またそれによって、ハノーファーの憲法の全面的な変更がひき起こされたが故に——抗議したことを卿らに告げざるを得ない。それ以上起こったすべてのことについては、予はしかるべき報告を受けておらず、従って、新憲法によって未だ拘束されていないと思う。」⁽¹¹⁾更に一八三五年二月二八日のオムプテータ宛ての書簡においては、提案された憲法の変更は、国王を「主権者の代わりに、国がその費用を負担する召使いと年金生活者とするにすぎない。何故なら、主権者がその王領地を断念して、王室費を受けとる瞬間から……主権者としての彼の権威と独立とはおしまいにならざるを得ない」と述べている。⁽¹²⁾このように将来の国王の承認が得られなかったことが、憲法の前途に暗雲を投げかけていた。

註

- (1) 一七一四年以来、イギリス国王がハノーファー国王を兼ねた。イギリス国王は、ハノーファーの内政を同王国の貴族に委ねた。君主不在の同王国では、君主絶対主義の発展はあり得なかった。ナポレオン戦争中、ハノーファーは、一旦イギリス国王の統治下から離れたが、戦後その統治下に復帰した。イギリス国王はケンブリッジ公 (Herzog von Cambridge) をハノーファーの総督に任命した。ケンブリッジ公は、ドイツ通で名望のある政治家シュンスターに政務の指導を委ねた。 Ernst Rudolf Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Stuttgart 1960, Bd. 2, S. 85f.
- (2) この憲法の内容に関しては、千代田寛、前掲論文、二、五一一―二頁。 Huber, a. a. O. S. 86.
- (3) カール・バートラム・シュトューフェ Carl Bertram Stüve (一七九八―一八七二) は、法律家、ブルシェンシャフトの一員であり、一八二〇年以来、彼の故郷のオスナブリュック市で弁護士として活躍し、一八二四年に下院議員となった。一八三三年にはオスナブリュック市長となり、一八三七年には、ハノーファー憲法紛争で頭角を現わし、一八四八年から五〇年までハノーファーの内務大臣、一八五二年から六四年にかけて、再びオスナブリュック市長を勤めた。メーザーやバーク同様、自由主義的保主義 liberaler Konservatismus を信奉していた。 A. a. O. S. 87.
- (4) ゲッティンゲンにおける反乱については、A. a. O. S. 88f. ハノーファー王国の憲法紛争(一)
- 千代田寛、前掲論文、一、五五―六頁。
- (5) Friedrich Christoph Dahlmann, *Zur Verständigung*, in: F. C. Dahlmann's *Kleine Schriften und Reden*, Stuttgart 1866, S. 257.
- (6) A. a. O. S. 255.
- (7) Grundgesetz des Königreichs Hannover. 1833 Sept. 26. in: Wilh. Altmann (Hrsg.), *Ausgewählte Urkunden zur deutschen Verfassungsgeschichte seit 1806*, Berlin 1898, I. Teil: 1806-1866, S. 141-175. この憲法の内容については、Karlheinz Kolb/Jürgen Teiwes, *Beiträge zur politischen, Sozial- und Rechtsgeschichte der Hannoverschen Ständerversammlung von 1814-1833 und 1837-1849*, Hildesheim 1977, S. 139ff. 千代田寛、前掲論文、二、四五―四九頁参照。
- (8) 憲法制定以前のハノーファーの財務行政は、国庫 (Generalkasse) と国税金庫 (Generalsteuerkasse) という互いに全く分離した諸機関から成っていた。国庫は王領地とレガリエンからかなりの収入を得、国王の無制限な処分権下にあって、王室の生計費、使節の派遣、中央と地方の官庁や官吏、教会の上級官庁 (geistige Oberbehörde) などの費用、中級裁判所 (Mittelgerichte) の費用の一部などを負担した。国税金庫は直接・間接税を收受し、議会の統制下にあり、議会の承認を経て始めて支出出来た。議会、軍隊、上級控訴裁判所、財務審議会 (Schatzkollegium) 大学などのための支出

を負担した。国の財務行政の増大する逼迫と過度の税圧についてのハノーファーの住民の不平は、王領地収入の浪費とこの時代遅れの財政制度に対して向けられた。一八三二年三月二二日、下院において両金庫の統合の提案がなされ、長い討議を経て承認された。こうして、財政の二元主義は廃止され、一本化された国家財政は議会の統制下におかれた。当時のいかなる憲法も、ハノーファーの憲法ほど財政に関する合理的な規定を有さなかったと、『ハノーファー憲法・行政史』の著者マイヤーは述べている。この財政に関する憲法の規定が、後年、ハノーファー王に即位したエルンスト・アウグストの憲法廃止の主な理由となった。即位当時、エルンスト・アウグストは二五〇万タラーといわれる負債をイギリスやプロイセンに残しており、王領地からの収入や王領地の売却によって負債を返済することを望んだが、一八三三年の憲法の規定が障害となっていたので、憲法は廃止されねばならなかった。Winfried Löschburg,

二 エルンスト・アウグストの憲法廃止

一八三七年にウィリアム四世が没すると、相続法の相違⁽¹⁾のため、一七一四年以来、イギリス・ハノーファー両国の間に存続していた同君連合が解消して、イギリスにおいてはウィリアム四世の姪のヴィクトリアが、ハノーファーにおいては彼の弟のカンバールランド公、エルンスト・アウグストが即位した。

エルンスト・アウグストは、一七七一年にイギリス国王ジョージ三世の五男として生まれた。一七九三―五年の対仏同盟戦争では大胆にして剛健な軍人であることを立証した。イギリス帰国後、上院議員としてまた極右派の最も過激な党員

Es begann in Göttingen, Berlin 1964, S. 31f, 37; Ernst von Meier, *Hannoversche Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte 1680-1886*, Leipzig 1898-99, Bd. 1, S. 410ff; Willy Real, *Der hannoversche Verfassungskonflikt vom Jahre 1837 und das deutsche Bundesrecht*, in: *Historisches Jahrbuch*, Bd. 83, 1964, S. 140; 千代田寛前掲論文、三、八七頁。

(9) Heinrich von Treitschke, *Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert*, 5. Aufl., Leipzig 1907, Bd. 4, S. 165.

(10) A. a. O. S. 166.

(11) A. a. O. S. 736. 45の註用。

(12) Geoffrey Malden Willis, *Ernst August. König von Hannover*, Hannover 1961, S. 110. 45の註用。

として活動した。彼はまたオレンジ協会という反動的な秘密結社の首領として自分に有利に王位継承を変更するために戦った。一八三六年に改革に好意的なウィリアム四世を廢位し、彼を即位させようとする協会の陰謀が議會でとりあげられ、協会は解散され、彼は長年国外のベルリンで生活することを余儀なくされた。⁽²⁾ ハノーファー国王としての彼の統治の思想的基礎は、ベルリン時代に形成されたといわれている。ベルリンの彼の宮廷は、彼の義兄であるメクレンブルクのカール大公の⁽³⁾それと並んで、反動・復古精神の中心であった。彼の甥にあたる後年のプロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム四世は、これら両家においてハラーの『国家学の復興』を知ったといわれている。エルンスト・アウグストが後年ハノーファーにおいて講じた領邦身分制議會や唯一の閣僚の強力な地位に関する処置は、ベルリンにおいて最初の刺激を得た。また彼のクーデタに賛成する議論もベルリンに由来するといわれている。⁽⁴⁾

前述したように、エルンスト・アウグストは憲法に一度は賛成したが、ハノーファーの貴族党の指導者シェーレの影響を受けて憲法に反対するに至った。彼が憲法否定に利用した法制的な議論は以下のようなものである。一八〇六年に神聖ローマ帝国が解体するまで、ハノーファーは帝国のレーエンであった。このレーエンの属性は、個々のレーエン保持者(Lehensträger)が与えられた権利の實質を減少させることを禁じていた。神聖ローマ帝国の解体とともにレーエンの領主としての権利は、それに相應する財産権とともに領邦君主の一身の中に統合された。このようなレーエン財から世襲財産への転換にさいしても、封主の相続や男系親族の権利は何らの変化も被ることなく保持された。憲法の欽定による高権や統治権の縮小は、これらの諸権利の實質的な讓渡を意味するが、このような権利の讓渡、従って、憲法の發布は男系親族の同意なしには法的に不可能である。憲法に対する同意を声明しなかった政権の継承者には、不当にも讓渡されたその権利を再建する権限がある。⁽⁵⁾ 彼のこのような憲法反対論は、絶対主義以前の封建主義的な根拠に基づくものであった。

即位のためハノーファーに到着した翌日(一八三七年六月二九日)、エルンスト・アウグストは、憲法第一三条の規定⁽⁶⁾

を無視して議会を停会し、次いで七月五日の勅令において「憲法は、多くの点で、朕の忠誠なる臣民の福祉の増進のみに向けられた朕の希望に添うものではない。」⁽⁷⁾「朕は、形式的な点においても、実質的な点においても、朕を拘束している憲法の中に、朕の忠誠な臣民の永続的な幸福の十分な保証を……見出すことが出来ない。」⁽⁸⁾と宣言した。唯、この勅令ではクーデタに訴えることを避けて、憲法の部分的修正にとどめるか、憲法を廃止して、一八一九年の憲法を復活させるかという問題は、周到な考慮を要するとして、⁽⁹⁾問題を未解決のままにとどめた。なお大臣の中、シェーレのみがこの勅令に副署した。⁽¹⁰⁾

七月一七日、内閣がシェーレの一票を除く満票をもって、一八三三年憲法が有効であると宣言すると、国王は直ちに事件を再審査するための特別委員会を任命した。シェーレが同席したにもかかわらず、この委員会は再び内閣の決定を支持した。国法学者ライスト (J. C. Leist) の担当したこの問題の三度目の調査が、漸く、先王ウィリアム四世は、議会との交渉の終了後に、独断で憲法の若干の条項を修正した。従って、これらの条項に関しては、議会の同意が欠けているが故に、一八三三年憲法は無効である⁽¹¹⁾という国王に都合な結論を引き出した。

上述の意見を述べたライストの鑑定書に力を得た国王は、一〇月三〇日に停会にした議会を解散し、三一日には内閣を廃止し、腹心のシェーレのみを大臣に残した。次いで、十一月一日に発布した勅令⁽¹²⁾において、ライストの鑑定書の意見に基づいて、憲法は、(一)国王・議会間の契約としてのみ法的な効力を認められるが、先王ウィリアム四世は、憲法制定の際に、議会の承認済みの憲法草案の若干の条項をその同意なしに、後から一方的に修正したことによって、国王・議会間の契約手続きに違反した。(二)ウィリアム四世による議会の承認を経ない憲法の一方的な修正は、「有効であると認められている議会制憲法は、立憲的な方法でのみ再び改正されることが出来る」と⁽¹³⁾、立憲的な方法による以外の憲法改正を禁じているヴィーン会議最終議定書第五六条にも違反する。のみならず、憲法は(三)男系親族の権利を甚しく傷つけ、(四)国王の統治権を実質的に侵害している。これら四つの理由から憲法は無効であり、それに基づいて召集され、現在停会中の議会

は解散されねばならない、憲法の廃止が宣言された以上、官吏は当然憲法に対する誓約的な義務を解除される。

廃止された憲法に代わって、一八三三年まで存続した憲法を新しい規定によって補足し、より詳細に確定しなければならない。その目的のために、廃止された憲法の制定に至るまで有効であった全国議会が直ちに召集されねばならない。この新しく召集される全国議会に対しては、(一)減税の目的のために、王領地の収入から国家経費への補助を行う。(二)全国議会の三年毎に召集し、その開期を三ヶ月以内とする。(三)従来より州議会の権限を拡大するなどの提案を行う。

以上が勅令の主たる内容であるが、勅令が憲法廃止の主な理由としているウィリアム四世が議会の同意なしに、憲法草案の一部を一方的に修正したという議論は、十分根拠のある議論ではなかった。何故なら、両院は、一八三三年にその承認した憲法の条文に加えられた国王の修正を暗暗裡に受け入れることよって、それを承認したからである。また初期立憲主義の憲法理論においては、このような暗黙の同意は、契約の形式を十分維持しているとみなされたからである。⁽¹⁴⁾この勅令はまた憲法の無効を論証するためにヴィーン会議最終議定書第五六条を引き合いに出しているにもかかわらず、それ自体、この条項に違反していた。何故なら、一八二三年にブラウンシュヴァイクの国王に即位したカール公が憲法の廃止を試みて議会と争ったとき、ドイツ連邦議会はこの条項を根拠に憲法の維持に賛成したという実例があったからである。⁽¹⁵⁾なお上述したように、この勅令は官吏を憲法に対する誓約的な義務から解放することを宣言したが、これに続いて発布された勅令(十一月一四日)は、改めて全ての官吏に国王に忠誠を誓約することを要求した。⁽¹⁶⁾それに従うことは、官吏にとって、憲法の廃止に間接に同意したことを意味したから、ハノーファーの官吏は憲法に対する忠誠を選ぶか国王に対する忠誠を選ぶかという二者択一を迫られたのであった。

註

(1) イギリスにおいては、君主の逝去の際に相続権のある子息がいなない場合は、女性の相続は有効であった。娘の相続権は、

ハノーファー王国の憲法紛争(一)

既にエドワード三世(在位一三二七—七七年)によってフランスの王位の相続権に関して、次いでヘンリ四世(在位一三九一—一四一三年)によってイギリス自体における相続に関し

て主張された。それに反して、ハノーファーにおいては、王家の全ての男系親族が絶えた場合にのみ女性の相続がなされるとするサリカ法が一般に行われていた。Huber, a. a. O. S. 92.

(2) エルンスト・アウグストがハノーファー国王に即位したとき、イギリスの新聞《Globe》は、「我々は、ハノーファーの新国王がイギリスを立ち去られるということが知られたとき、全てのグループの中に非常な喜びの声を聞いたと断言出来る。陛下がもはやこの国と関係をもたず、ハノーファーに永住されればよいという心からの希望が普く表明された」(Hans-Joachim Behr, Georg von Schele 1771-1844. Staatsman oder Doktrinär?, Osnabrück 1973, S. 147. より引用)と記している。この記述は、エルンスト・アウグストがイギリスで如何に不評であったかを立証している。

(3) エルンスト・アウグストは、プロイセンの王紀ルイゼの妹フリーデリケ Friederike と結婚した。カール大公はルイゼやフリーデリケの兄にあたる。Rudolf Smend, Die Göttinger Sieben, Göttingen 1951, S. 13.

(4) A. a. O. S. 13.

(5) Huber, a. a. O. S. 93.

(6) 憲法第一三条は、「国王はその勅令によってその即位を公示する。……勅令において、国王は憲法を固く守ることを誓約する」と規定している。Altmann (Hrsg.), a. a. O. S. 143.

(7) Patent, das Ableben Seiner Majestät des Königs Wilhelm des Vierten und den Antritt der Regierung

Seiner Majestät des Königs Ernst August betreffend, Hannover, den 5ten Julius 1837, in: Der hannoversche Verfassungskonflikt von 1837/1839, Ausgewählt und eingeleitet von Willy Real, Göttingen 1972 (以下 D. H. V. と略記), S. 9f.

(8)(9), A. a. O. S. 10.

(10) シェーンはこの勅令が憲法を直ちに廃止せず、その問題の決定を将来に委ねたことに、それが「国内に騒ぎを引き起し、反対者たちにその反対手段について協議する時間を与えぬ」(Willis, a. a. O. S. 128. より引用)という理由から反対して、議会を解散し、一八三三年憲法を無効と宣言し、一八一九年憲法を復活させることを国王に勧めた。従って、憲法の避けられない廃止に至るまでの期間は、反対派のみに役立つであろうというのを強く確信して、彼の意見に反した勅令に不承不承副署した。Huber, a. a. O. S. 94.; Behr, a. a. O. S. 151.

(11) Huber, a. a. O. S. 94f.

(12) Königliches Patent vom 1sten November 1837, in: D. H. V., S. 12ff. なおこの件の問題に関するメッテルニヒの見解については述べておこう。一八三七年八月一日、彼の提案に基づいて、ケーンヒヒスヴァルト Königswarth 城において、エルンスト・アウグスト、メッテルニヒ、シェーレの息子で、公使館参事官であるエドワード・フォン・シェーレ (Eduard v. Schele)、ハノーファーのウィーン大使フォン・ホーデンハウゼン (von Bodenhausen)、プロイセンのウィ

ーン大使フォン・マルツァン (von Maltzan)、メッテルニヒの腹心でドイツ連邦議会議長のシユンヒ・ベリンググハウゼン伯 (Graf Münch-Bellinghausen)、メッテルニヒの下でドイツ連邦の問題の報告を委託された宮中顧問官フォン・ヴェルナー (von Werner) がハノーファーの憲法問題について討議した。その席でメッテルニヒは、エルンスト・アウグストは即位の際に、一八一九年憲法を再び施行する権限を有したが、一八三三年の議會を解散せず、単に停会したことによってこの機会を逸したから、(停会した) 議會を再び召集して、それと協調して憲法を改正し、問題を連邦議會に持ちこまないように勧めた。九月八日ハノーファーに帰ると、エルンスト・アウグストはメッテルニヒの意見に従って議會を召集しようとしたが、議會が憲法廢止に同意しない場合を懸念したシェーレは、洪るエルンスト・アウグストを説得して、メッテルニヒの勸告に反して憲法を無効と宣言し、一八一九年の憲法に基づいて議會を召集し、議會に新憲法草案を提出することを決意させた。このことを聞いたメッテルニヒは、腹心のシェーンブルク・ハステンシュタイン (Schönburg-Hasenstein) 公をエルンスト・アウグストのもとに派遣して彼の翻意を促した。しかし、シェーンブルク・ハステンシュタイン公は逆にエルンスト・アウグストとシェーレに説得されて、エルンスト・アウグストを再び動揺させることは危険であると、メッテルニヒに報告した。その結果、メッテルニヒは彼の計画を断念し、一〇月二十八日、オースリア皇帝と内閣の名において、エルンスト・アウグスト王

ハノーファー王国の憲法紛争)

の計画の成功を祈り、オーストリアは「陛下が、この企ての際に誠実な友人や同盟者から……期待し得るあらゆる援助に何時でも極めて積極的にまた喜んで手を差し伸べる」ことを約束したのであった。Behr, a. a. O. S. 155ff.; Willis, a. a. O. S. 133ff.

(13) *Schlussakte der Wiener Ministerkonferenzen vom 15. Mai 1820, Art. 56, in: Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Herausgegeben von F. R. Huber, Stuttgart 1961, Bd. 1, S. 88.*

(14) 初期の立憲主義理論は、君主によって一方的に發布された憲法でも、人民が例えば選挙への参加などのような推断され得る行為によってそれを後から承認した場合は、君主・人民間で合意されたものと見做した。このような性質の憲法としては、一八一八年のバーデン及び一八二〇年のヘッセン・ダルムシュタットの憲法が挙げられる。Huber, a. a. O., Bd. 1, S. 318.

(15) ブラウンシュヴァイク公国では、一八一五年にフリードリヒ・ヴィルヘルム公 (Herzog Friedrich Wilhelm) が没し、カール公 (Herzog Karl) が即位したが、年少であったため、イギリスのハノーファー摂政 (一八二〇年以後、国王ジョージ四世) が政治の実権を握った。ジョージ四世は時代遅れの一七七〇年憲法を改正して、一八二〇年に新憲法を制定した。一八二〇年にカール公は成年に達したが、ジョージ四世は独断で後見の期限を一年延長した。これを憤ったカール公は、一八二三年に独立して即位すると、新憲法への誓約を拒否し、

四年後の一八二七年には、摂政時代の政府の決議や条令、更には不法に延期された後見時代以後（一八二二年一〇月三〇日から一八二三年一〇月三〇日に至る）全ての摂政の行為を無効とするというクーデタに訴えた。ハノーファーの内閣は、一八二七年六月七日の公式声明でジョージ四世の名においてカール公の宣言を拒否した。ブラウンシュヴァイクの内閣は、六月一四日の反対の宣言によってこれに答え、ハノーファーとブラウンシュヴァイクとの間に紛争が生じた。カール公は、ハノーファーに逃亡した官吏の引き渡しをハノーファー政府に要求し、拒否されると連邦議会に提訴した。これに対抗してハノーファー政府も連邦議会に提訴した。連邦議会はカール公に対して、一八二七年の勅令の撤回、ジョージ四世に詫び状を書くことなどを命じ、ブラウンシュヴァイクの提訴を却下した。カール公は連邦議会の命令に従うことを躊躇したが、連邦議会は、その決議を執行しない場合は実力行使をも辞さないという姿勢を示したので、その圧力に屈して一八二七年の勅令を撤回した。次いで、一八二〇年憲法をめぐって、カール公とブラウンシュヴァイク議会との間に紛争が生じた。一八二九年、議会は連邦議会に憲法の有効性の保証を求めた。カール公は、一八二〇年憲法は無効であるとする勅令によってこれに答えた。この問題を審査した連邦議会の委員会は議会側の主張を支持したが、オーストリアが、議会在が君主に対して勝利することを嫌ったため、決定は延期された。一八三〇年七月革命の影響を受けた議会で、カール公のクーデタに対して自力救済に訴えようという意見が

有力となった結果、一八三〇年九月に内乱が発生し、カール公は国外に逃亡した。議会はカール公の弟ヴィルヘルム公 (Herzog Wilhelm) をベルリンから招いて統治者にした。ハノーファーに逃亡したカール公は、ハノーファー国王ウィリアム四世（一八三〇—一八三七）の勸告に従って、ヴィルヘルム公に総督としてブラウンシュヴァイクにおける統治権の暫定的な行使を認めた。しかし、ブラウンシュヴァイクの議会は、「一般ドイツ国法の原則」によれば、カール公は統治の能力がないという理由から彼の廃位を決議し、ヴィルヘルム公に政務を担当することを求めた。そこでヴィルヘルム公は一八三〇年九月二八日の勅令において、カール公の代理権を無視して、追って沙汰のあるまで政務を司ると宣言した。これに対して、政務を再び担当する権利をあくまで主張したカール公は、一八三〇年一月一八日に、ヴィルヘルム公の代理権の承認を取り消した。プロイセンの援助を得たヴィルヘルム公は、一八三〇年一月二六日の勅令において、カール公の同意なしに引き続き統治権を行使すると、正統の君主の明白な意志に反する統治権の篡奪を公然と認めた。このような革命による君主の廃位に対して、ドイツ連邦議会は一八三〇年一月二日に、ヴィルヘルム公が暫定的に統治することを認め、最終的な決定をブラウンシュヴァイク家の男系親族（ウィリアム四世とヴィルヘルム公）に委ねたが、この決定には連邦議会の承認が必要であるとされた。一八三一年三月一〇日、男系親族は連邦議会に、カール公に統治能力がないために、統治権は彼に最も近い男系親族に

決定的に移行したという決議を伝え、その決議の承認を求めた。連邦議会がこの決議について決定する前に、ヴィルヘルム公はプロイセン王の勧めで、四月二〇日の勅令において統治権を完全に掌握することを宣言した。この宣言をめぐる長い論争の後、連邦議会は男系親族の決議に対する態度の表明は避けた

が、ブラウンシュヴァイクの王位交替の合法性を承認した。このように連邦議会は、カール公の憲法廃止を認めなかったのである。Huber, a. a. O., Bd. 2, S. 46ff. 千代田、前掲論文、四、一〇〇一—一〇一頁。
(16) Behr, a. a. O. S. 166.

三 ゲッティンゲン大学七教授の抗議

一月一日の勅令は、前述したように官吏を憲法に対して行った誓約から解放することを宣言したから、官吏であるゲッティンゲン大学の教授たちは、憲法と国王の何れを選ぶかについての態度の表明を迫られた。この問題に関して教授たちのとった態度をヤーコプ・グリムは以下のように記している。「教授たちの間で直ちにさまざまなグループが現れた。私の弟が適切に述べたように、もろもろの性格が、夜寒のさいの秋の木のように落葉し始めた。そのさい、多くのものは、日常生活の交際においてはそれでもって体を包んでいる葉を剥ぎとられ、剥き出しの小枝の状態で観察された。」⁽¹⁾「国王の命令が国の最も重大な問題に関わるものであり、勇気なくそれに従うか或いは根拠のある反対の権利を行使するかは大学にも関係することだということは、大多数の教授たちには自明のことであらねばならなかった。けれども、またしても卑屈に沈黙を守るのが得策と考えたひとたちは二つの全く違う党派に分れた。一方の党派には、ふだんは出しゃばりで傲慢だが、凡そ権力と名のつくものの前では沈黙を守り、支配者の目のなかのいささかな不興をもとても耐え難い不幸だとみなすひとたちが属していた。彼等は自分自身の信念を犠牲にして、讓歩する用意があった。彼等はすばやい発明の才に恵まれていたので、自分たちの変節の口実を探し出してきたばかりか、それをあらゆる方法で意見を異にするひとたちにも勧めた。他の、無論より尊敬するに価するひとたちは、誓約された憲法の廃止を遺憾に思いはしたが、何にもまして大学の維持——大学の危機は……全王国の安寧よりも遙かによく彼等の心に浮んだ——に執着した。……最初の何週か

は、より高い義務を放棄した後者と一切の自尊心を放棄した前者を除く他のすべての大多数のものの間では、彼等の宣誓を破棄しないで、守ろうと考える怒りと恥辱感とに燃えたものの意見が優勢であったことを、私は喜びをもって告白する。……けれども、人々がそれについて協議した手段をめぐって直ぐ分裂が生じた。他人の意のままになるものや優柔不断なひとたちは、最初に表明された意見を放棄することなく、さしあたって阻止的な諸条件もしくはつけ加えられた種々の提案の曖昧さによって、より断固たる処置をうまく拒否することを内心では歓迎していた。その不当な要求でもって宣誓を免れようとする良心に対して、即刻にして公然たる反対の声明が命じられると、大学にとって（反対を）声明する適切な時機は、彼等が、一八一九年の諸原則に基づいて国王が不当に召集する議会の代表の選挙へのさし迫った要求を断乎として拒否しなければならぬとき、始めて到来するといういまましい意見が、多くのひとたちの意見となった。選挙人の召集のさいに、大学全体の抗議を成立させるという口実の下に、比較的まともな多数者の強い団結は放棄され、より強い決意をもったものは、より大きな危険にさらされた。⁽²⁾

グリムが鮮かに描き出しているように、大部分の教授たちは、憲法を廃止した勅令に対してどのように行動するかを決心する前に、自分自身と戦い、良心の戦いに耐えねばならなかった。そのような状況の中から憲法廃止に対して直ちに抗議しようとする七人の教授たち⁽³⁾が結束して、一月一八日に大学問題に関する指導的な合議制官庁である大学監督局(Kuratorium)宛てに発送された抗議書に署名した。

七教授の指導者として抗議書を起草したダールマンは、抗議に至る経過を次のように記している。「一月一日(土曜日)の午後、急いで行われた取り決めの結果、宮中顧問官アルブレヒトの家で、私の記憶するところでは、九人の教授たちの会合⁽⁴⁾が行われた。……私はその場に居合せなかった。ニュルンベルクへの休暇中の旅行以来、……気分が優れないので家にいた。ヴィルヘルム・グリムとゲルヴィーヌスも欠席していた。(会合の)目的は、それが直接国王に対してであれ、大学監督局に対してであれ、抗議の目的のためにもしかして若干の主要な原則に関して一致出来るかどうかを試

みることであつた。彼等は一致出来なかつた。⁽⁵⁾このように、十一月一日の会合は、ダールマンのようなリーダーシップを備えた人物が欠席していたこともあつて、これといった成果を得るには至らなかつたが、ともかくこの会合を契機として、同意見のものが集まつて、抗議を起草・発送することを決意するに至つた。

先ずダールマン、グリム兄弟、アルブレヒトが会合し、次いでヴェーバーが参加し、翌週の半頃（十一月一五・六日）にゲルヴィーヌスに祕密が打ちあけられた。この会合においても抗議の形式——国王に直接抗議するか、大学監督局に抗議するか——に関して意見の一致をみるに至らず、また抗議の参加者数も決まらなかつた。⁽⁶⁾しかし、ダールマンは、十一月一七日に大学監督局に宛てた抗議書の草案を作成し、翌一八日にそれをヤーコプ・グリムに送つた。草案に同封された手紙の中で、「我々三人（ダールマン、ヤーコプ・グリム、ヴィルヘルム・グリム）の他に、アルブレヒト、クラウト、ヴェーバー、エーヴァルト、ゲルヴィーヌスはまちがいなく当てに出来ると思う。私がそう望んでいるように、ミュラーが加われば、リュッケやリッベントロップ（Ribbentrop）を当てに出来るし、ガウス（Gauß）も多分加わると思う」と述べられているように、署名者の数は未だ決まっていなかつた。同じ日に、抗議書は幾人かの教授たちに提示され、宗教局顧問官リュッケや考古学者ミュラーは署名しなかつたが、⁽⁸⁾七人の教授たちがそれに署名し、一八日夕刻、大学監督局に発送した。ダールマンは主として政治的な動機から、アルブレヒトは法的な動機から、グリム兄弟、ヴェーバーは倫理的な動機から抗議に参加したといわれているように、⁽⁹⁾署名者はさまざまな動機から抗議書に署名したのであるが、しかし、次に述べる抗議書の基本的な思想を支持している点では一致していた。

抗議書は、⁽¹⁰⁾十一月一日の勅令が憲法廃止の理由として挙げているウィリアム四世が、憲法の若干の条項を事前に議会の同意を得ることなく、一方的に修正したという主張に対して、この非難は、「その内容の点で全体を制約しないこれらの若干の条項のみに該当し、断じて憲法全体に及ぶものではない」と反駁し、⁽¹¹⁾次いで憲法が男系親族の権利を侵害したという非難に対しては、もしも憲法の修正に男系親族の同意が必要とされるならば、それによって王権自体が危険にさらされ

るであろうと述べ、憲法が王権を実質的に侵害しているという非難に対しては、ドイツ連邦議会が憲法に対して曾てこの種の非難を表明したことがないこと、それどころか、憲法は全ドイツにおいてその賢明な穩健さと慎重さの故に賞讃されていると述べ、憲法がその成立過程の点でもその内容の点でも有効であると結論している。次いで、「私どもは自らの良心を傷つけることなしには、憲法が有権者の側からの一層の調査や弁護なしに、ただ権力によってのみ廃止されるのを黙視することは出来ない。私どもの避けられない義務は、寧ろ……憲法に対して行った宣誓にひきつづき義務を負い続けねばならず、従って、憲法以外の原則に基づいて召集される全国議会の議員の選挙に参加せず、その選挙を認めず、憲法の諸規定に反して召集される議会を合法的なもの認められないことを公に表明することにある⁽¹²⁾」と述べている。

この抗議には、グリム兄弟やヴェーバーのような非政治的な教授たちも参加していたから、抗議は、ダールマンが「それは全く良心の抗議であり、自らに義務に反する行為を押しつけられたくない良心の権利の固持である。ただその対象によって、それは同時に政治的抗議である⁽¹³⁾」と述べているように、良心という非政治的な動機に発するものではあったが、「憲法に対して行った宣誓にひきつづき義務を負い続けねばならない⁽¹⁴⁾」という主張は、国王は官吏の憲法に対する宣誓義務を解除する権限を有するという国王側の主張を否定するものであり、また憲法に対して行った宣誓を死守するという基本的な立場から引き出される三つの行動——(一)憲法に反する原則に基づく議員の選挙に参加しない。(二)その選挙結果を認めない。(三)憲法の諸規定に反して召集される議会の合法性を認めない——のうち(一)(二)は、彼等の個人的な権利の行使を拒否したにすぎないが、新たに召集される議会の合法性を否定することは、それから発するすべての国家活動(議会の同意する法律、更には議会がその制定に協力する憲法)の合法性の否定を意味した。その限りにおいて、彼等の抗議は真の抵抗行為であり、それがたとえ良心という道徳的な動機に発したとしても、政治的な行為であった⁽¹⁵⁾。従って、国王側も抗議に対して拱手傍観している訳にはいかなかったのである。

註

- (1) Jacob Grimm, *Über seine Entlassung*, Frankfurt am Main 1964, S. 18f.
 - (2) A. a. O. S. 20ff.
 - (3) Wilhelm Eduard Albrecht (国法学・教会法)・Friedrich Christoph Dahlmann (国家学)・Georg Gottfried Gervinus (歴史学)・Jacob Grimm (ドイツ語学・文学)・Wilhelm Grimm (ドイツ法史学)・Heinrich Ewald (東洋学)・Wilhelm Weber (物理学)の七人である。
 - (4) 九教授の氏名は明らかでない。キュックは、ダールマン、ヴィルヘルム・グリム、ゲルヴィーヌスを除く四教授——ヤーコプ・グリム、アルブレヒト・エーヴァルト、ヴェーバー——とカール・オットフリート・シヒラー (Karl Otfried Müller) 宗教局顧問官リュッケ (F. Lücke) 及びクラウツ (W. T. Kraut) が、その後の態度から推して、会合に参加したと推測している。Kück, a. a. O. S. 26f.
 - (5) Dahlmann, a. a. O. S. 263.
 - (6) Kück, a. a. O. S. 28.
 - (7) Dahlmann an Jacob Grimm, Sonnabend, d. 11. (Nov. 1837), in: *Briefwechsel zwischen Jacob und Wilhelm Grimm, Dahlmann und Gervinus*, Hrsg. von Ed. Ipel, Berlin 1885, Nachdruck, 1973, Bd. I, S. 67.
 - (8) シヒンスター伯への手紙で、「もしも抗議が、私見によれば、この問題と無関係な大学監督局へでなく、内閣そのものへハノーファー王国の憲法紛争」
- 向けられ、(抗議の)若干の個所があればほど辛辣で否定的な文章でなかったなら、私はためらうことなく抗議に署名したであろう」(Friedrich Thimme, *Zur Geschichte der „Göttinger Sieben“*, in: *Zeitschrift des Historischen Vereins für Niedersachsen*, Jg. 1899, S. 280. 以下の引用)と述べているように、シヒラーは、根本的には抗議に賛成していたが、抗議の形式に賛成出来なかったので、署名しなかった。リュッケは、コルポラティブ抜きの行動の形式と選挙行為以前の行動の時機に関して同意し得なかったので、署名を拒否した。Kück, a. a. O. S. 33, 136.; Löschnburg, a. a. O. S. 105.
- (9) Kück, a. a. O. S. 31f.
 - (10) *Protest-Schreiben der Göttinger Sieben an das Universitäts-Kuratorium vom 18. November 1837*, in: D. H. V., S. 34ff.
 - (11)(12) A. a. O. S. 35.
 - (13) Dahlmann, a. a. O. S. 267. なおヴィルヘルム・グリムも「我々の訴えた手段においては、我々が自らの良心を純粹に保持しようとするならば、そのように行動せねばならないという宗教的信念のみがその基礎となっていた。……この問題は党利党略と何らのかかわりもない。我々は他の側からの傲慢なあざむきと同じように、自由主義者の馬鹿げた賞賛にも耐えなければならぬ」と抗議の非政治的性格を強調している。Grimm, a. a. O. S. 58. 以下の引用。
 - (14) 七教授のうち、一八三三年憲法に正式に宣誓したのは、憲

法発布後に大学に招かれたゲルヴィーヌスだけで、他の六教授は一八一九年憲法に対して正式に宣誓したにすぎないとする見解が、ティンメ、ウイリス、エーベル、アスムスなどによって主張されている。フーバーはこの主張に対して、ゲルヴィーヌス以外の六教授については、一八三三年九月二六日の憲法発布の勅令の規定——前の職務宣誓は、新憲法に対する宣誓とみなされる——が適用される。従って、職務にとどまっていることは、(新憲法に対して)宣誓を行ったことと等しいと反論している。Thimme, a. a. O. S. 276.; Willis, a. a. O. S. 182.; Wilhelm Ebel, Jacob Grimm und die deutsche Rechtswissenschaft, Göttingen 1963, S. 30f.; Walter Asmus, Johann Friedrich Herbart. Eine pädagogische Biographie, Heidelberg 1968-70, Bd. 2, S. 305, Huber, a. a. O., Bd. 2, S. 99.

(19) Huber, a. a. O., Bd. 2, S. 100.